

暗号資産交換業者あてのお振込みの制限について

S N S型投資・ロマンス詐欺等による被害の急増は、今や社会的な問題となっており、弊行のお客さまにおかれましても、被害に遭われる方が増えております。

かかる事態を受け、弊行といたしましては、お客さまを詐欺被害からお守りするため、下記に該当するお取引を制限させていただくこととなりました。

ご不便をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお取引

暗号資産交換業者あての振込の際に、「振込依頼人名」をお客さまご本人以外のお名前にした場合

(理由)

振込の際に、「振込依頼人名」を詐欺グループが管理する暗号資産交換業者のアカウント名に変更するように指示される手口が頻発していることによるものです。

2. 対象となるお取引の形態

(1) 窓口での振込

(2) 当行A T Mでのキャッシュカードによる振込

(3) インターネットバンキング（個人及び法人）による振込

※（2）及び（3）につきましては、受付時にエラーとなります。

3. 開始日

2025年7月7日（月）0時より

4. その他

対象となる暗号資産交換業者は、弊行が指定する業者であり、すべての業者が含まれるとは限らないことをご了承願います。

以上